平成２４年（フ）第８号
長野市大字高田五分一619番地11
債務者　有限会社オアシスコーポレーション
代表者代表取締役　上野　和幸
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
兵庫県芦屋市高浜町４番１―631号、従前の本店所在地兵庫県芦屋市呉川町９番17―501号
債務者　有限会社エム・エフ・ビイ
代表者清算人　加藤由布子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４号
岡山県倉敷市片島町３番地５
債務者　有限会社アイ・ティー・エス解体
特別代理人　新庄　将彦
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時45分
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
札幌市北区新琴似４条15丁目４番４号
債務者　株式会社ＤＩＳ　ＰＯＲＴ
代表者代表取締役　高山　幸児
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　和征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９号
富山市鵜島1460番地１
債務者　株式会社共電
代表者代表取締役　米川　　茂
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前10時30分
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８３４号
京都市伏見区竹田中川原町37―１
債務者　有限会社イー・イー・シー開発
代表者代表取締役　野原　廣次
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後３時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
山口県下関市吉見本町１丁目２番15号
債務者　吉見小型運搬有限会社
代表者取締役　上野　　環
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　康路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月25日午前11時25分
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
静岡県焼津市保福島520番地
債務者　株式会社家具の増田木工
代表者代表取締役　増田　文昭
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒巻　郁雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１６４１号
埼玉県川口市差間２丁目６―13　ルナハイムＢ102
債務者　八子　和則
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　知子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６号
長野県上水内郡飯綱町大字芋川5543番地
債務者　滝野　正司
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷健太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目７番29―108号
債務者　堀　　房雄
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福富美穂子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８０号
さいたま市緑区上野田650、住民票上の住所さいたま市桜区西堀７丁目２番14号
債務者　尾崎　昭彦
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
東京都東久留米市前沢１丁目５番27号サニーヒルズ前沢402
債務者　河村　淳一
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松見日出男
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８６２号
東京都文京区小石川３丁目27―16―704
債務者　丸山　政利
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　基弘
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８６３号
東京都文京区小石川３丁目27―16―704、住民票上の住所東京都文京区小日向４丁目１―１―802
債務者　丸山　和之
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　基弘
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
東京地方裁判所民事第20部